

裁判官の人事評価制度の検討状況について

1 検討の経過

(1) 司法制度改革審議会意見

裁判官の人事評価について、評価権者及び評価基準を明確化・透明化し、評価のための判断資料を充実・明確化し、評価内容の本人開示と本人に不服がある場合の適切な手続を設けるなど、可能な限り透明性・客観性を確保するための仕組みを整備すべきである。

(2) 裁判官の人事評価の在り方に関する研究会

- ・ 裁判官の人事評価の在り方について調査、検討するため、最高裁に設置（裁判所外部の委員 5 名と裁判官の委員 2 名が参加）。
- ・ 昨年 9 月から 20 回の会合。総合的な検討を行い、本年 7 月、報告書を取りまとめ。

(3) 新たな人事評価制度の整備の検討

- ・ 現在、最高裁において、審議会意見の趣旨、研究会報告書、法曹制度検討会における意見等を踏まえ、新たな制度の整備について検討中。第一線の裁判官の意見も聴取する予定。

2 新たな人事評価制度の内容について

(1) 新たな人事評価制度の骨格（審議会意見が指摘している留意点）

- ・ 評価権者の明確化
- ・ 評価項目の明確化と公表
- ・ 本人の意向を汲み取る適切な方法、裁判所外部の見方に配慮しうるような適切な方法の検討

- ・ 評価の本人開示
- ・ 不服がある場合の適切な手続の設定
- ・ 裁判官の独立の保持への配慮

(2) 評価基準・外部からの評価情報についての検討

評価基準の検討

審議会意見の趣旨を踏まえ、また、裁判官に求められる資質・能力を考慮して検討。そのイメージは以下のとおり。

- ・ 裁判官として事件を適切に解決するのに必要な資質・能力に関するもの
 - * 例えば、法律知識、分析力、証拠評価能力、表現力、当事者との意思疎通・折衝能力・・・
- ・ 組織を適切に運営するのに必要な資質・能力に関するもの
 - * 例えば、指導能力・・・
- ・ 裁判官として職務を行う上で必要な一般的資質・能力に関するもの
 - * 例えば、視野の広さ、社会事象に対する洞察力、思考の柔軟性、廉直さ、公平さ、寛容さ、勤勉さ・・・

外部からの評価情報についての検討

- ・ 適正な人事評価に当たって、多面的、多角的な情報把握の必要性。
- ・ その一環として、審議会意見の趣旨を踏まえ、裁判所外部からの的確な情報を受け、これを人事評価に考慮することができるようにする方法について検討中。
 - * 情報の的確性、検証可能性、裁判の独立性への配慮等との関係

司法制度改革審議会意見書（抜粋）

第5 裁判官制度の改革

3. 裁判官の人事制度の見直し（透明性・客観性の確保）

裁判官の人事評価について、評価権者及び評価基準を明確化・透明化し、評価のための判断資料を充実・明確化し、評価内容の本人開示と本人に不服がある場合の適切な手続を設けるなど、可能な限り透明性・客観性を確保するための仕組みを整備すべきである。

裁判官の報酬の進級制（昇給制）について、現在の報酬の段階の簡素化を含め、その在り方について検討すべきである。

現行制度においては、下級裁判所の裁判官の人事は、最高裁判所が行う司法行政事務の一環として、同裁判所の裁判官会議により決することとされているが、その前提となる人事評価については透明性・客観性において必ずしも十分ではないとの指摘もある。こうした現状を見直し、裁判官の独立性に対する国民の信頼感を高める観点から、裁判官の独立（外部的独立及び内部的独立の双方を含む。）の保持にも十分配慮しつつ、裁判官の人事評価について、評価権者及び評価基準を明確化・透明化し、評価のための判断資料を充実・明確化し、評価内容の本人開示と本人に不服がある場合の適切な手続を設けるなど、可能な限り透明性・客観性を確保するための仕組みを整備すべきである。仕組みの整備に当たっては、

次の諸点に留意すべきである。

- ・ 最終的な評価は、最高裁判所の裁判官会議によりなされることを前提として、第一次的な評価権者を明確化すべきである。
- ・ 評価基準については、例えば、事件処理能力、法律知識、指導能力、倫理性、柔軟性など、具体的かつ客観的な評価項目を明確に定めるとともに、これを公表すべきである。
- ・ 評価に当たっては、例えば自己評価書を作成させるなど、本人の意向を汲み取る適切な方法、更に、裁判所内部のみではなく裁判所外部の見方に配慮しうるような適切な方法を検討すべきである。
- ・ 評価の内容及び理由等については、評価対象者本人の請求に応じ、評価対象者本人に対して開示すべきである。
- ・ 評価内容等に関して評価対象者本人に不服がある場合について、適切な手続を設けるべきである。

また、裁判官の報酬の進級制（昇給制）について、従来から指摘されているように、昇進の有無、遅速がその職権行使の独立性に影響を及ぼさないようにする必要があり、また、裁判官の職務の複雑、困難及び責任の度は、その職務の性質上判然と分類し難いものであることにかんがみ、現在の報酬の段階の簡素化を含め、その在り方について検討すべきである。